

問

男女共同参画社会基本法は、1999年

に男女が社会のあらゆる分野の活動に参加する機会を拡大を目的に制定された。

女性に対する差別のない

社会、女性が固定的な性差別に縛られることなく主体的に生きることのできる社会は、男性や障がいを持つ人など、誰にとっても個性が尊重される暮らしやすい社会になる。

女性に対する身体的暴力、言葉による精神的暴力やセクシャルハラスメントなどの人権侵害、社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が依然として存在している。基本法の促進には、幕別の特性に応じた施策を講じることが必要である。

- ① 男女平等参画の啓発の推進をどう進めていくのか。
- ② 女性への暴力根絶についての認識の浸透についてどう進めていくのか。
- ③ 改正DV防止法にどのような対処していくのか。
- ④ 幕別町男女平等参画社会推進条例の制定を。

町長

① 第4期総合計画の中で、新たに「男女共同参画社会」の項目を節立てし、町としての取り組み基本方針を定めた。

これまでも町民大学で男女共同参画をテーマに講座を開催し、法の目指すもの

男女平等参画社会推進条例制定の考えは

野原恵子議員

や取り組み等について広く町民の皆さんに学習の機会を提供するなどの取り組みをしてきたが、これからのいろいろな場面において、啓発に努めていきたい。

② 女性への配偶者からの暴力については、十勝支庁が

■男女共同参画社会基本法って何？

セクシャルハラスメント問題に見られるように、日本社会における女性の立場は男性より弱い位置に置かれている。男女間の格差を解消することを目的とし、また男女が対等な社会の構成員として社会のあらゆる分野で活動に参画できる環境を整えるため、1999年に制定された。

具体的には、①社会制度や慣行が性別に中立的であるような配慮、②男女間の格差を改善するための積極的改善措置、③国や自治体の政策立案・決定への共同参画、④家庭生活における共同の役割と他の活動との両立などが、国、自治体・国民が果たすべき事項とされている。

配偶者暴力相談支援センターを設置し、広報紙、ホームページ、パンフレットなどで周知するとともに、各種相談や援助、情報提供などの対応している。

これまでも町民の皆さんからの相談を受け、情報の提供や関係機関との調整を行ってきた。今後も、町民の皆さんがより一層、安心して相談しやすい体制をつくらなければならない。

本町においても、民生委員をはじめ各関係機関との連携、出前講座や広報紙への掲載等により、人権の尊重と男女平等の実現に向けて取り組んでいきたい。

③ 12月2日にDV防止法が改正され、そこではじめて市町村の役割が位置づけられたところであるが、本町においては、窓口を保健福祉センターに置いた中で、

問

学校施設について は、建築年数の古い校舎での傷みが多くなっている。特にトイレについては、低学年の児童が暗くて行きたがらない状況もあり、保護者からも改修の要望が出されている。

① 学校施設の整備計画と進捗状況は。

② 各階に洋式トイレの設置、床・ドアの改修、屋外トイレの水洗化を。

③ 網戸の設置を。

④ 古い水道管の改修を。

教育長

① 学校施設は建設されて30年前後経過したものもあり、耐用年数や老朽状況を総合的に勘案しながら大規模改修、あるいは補修・改修など、長期的計画の中で検討していくが、児童・生徒の教育的環境に支障を及ぼすような状況が生じた場合には、直ちに補修・改修の対応をしていきたい。

③ 網戸は順次設置してきているが、衛生的な観点もあることから、予算の範囲内で徐々にではあるが、引き続き整備していきたい。

④ 古い水道管は、児童・生徒の学校生活や授業に支障、あるいは衛生上の観点から緊急を要する改修工事については、その都度実施するなどの対応していきたい。

学校施設の整備要望が多いがその対応は